

～『国民年金』こんなとき届出が必要です！～

国民年金は、全ての公的年金の基礎となるものです。日本国内にお住まいの20歳から60歳までの方は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。加入者は職業などによって次の3種類に分かれており、届出は加入時だけでなく、結婚や就職、転職などで種別が変わったときにも必要です（種別変更）。

種別変更の届出を忘れると、将来、年金が受けられなくなったり、年金が少なくなったりすることもありますので、変更手続きは年金手帳を添えて、その都度忘れずに行いましょう。

《国民年金の加入種別》

★第1号被保険者

自営業や農業・漁業の方とその配偶者、20歳以上の学生、フリーター、無職の方等が対象となります。

★第2号被保険者

会社や官公庁にお勤めの方、つまり厚生年金や共済組合に加入している方が対象となります。

★第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者の方が対象となります。

《種別変更となるケース》

◆第1号被保険者となるケース

第2号被保険者が退職されると、第1号被保険者となります。（第3号被保険者になる場合を除く。）その方に扶養されていた第3号被保険者がいる場合、その方も第1号被保険者になります。加入や種別変更の手続きは、ご本人が市町村役場の国民年金担当窓口で行います。

◆第2号被保険者になるケース

第1号被保険者又は第3号被保険者が就職して厚生年金等に参加すると、第2号被保険者となります。この場合の種別変更の届出は、本人が行う必要はありません。

◆第3号被保険者になるケース

第2号被保険者が退職して被扶養配偶者になる場合や、配偶者が厚生年金等に参加し、その方に扶養される配偶者の方などが第3号被保険者となります。届出は、配偶者の勤務先を通じて社会保険事務所へ行います。

* 詳しくはお住まいの市町村役場国民年金担当窓口又はお近くの年金事務所国民年金担当課へお問い合わせください。

幹部自衛官(一般・技術・歯科・薬剤科・医師・歯科医師)・一般曹候補生募集

募集種目	応募資格	試験日
一般幹部候補生 技術幹部候補生	日本国籍を有し、平成23年4月1日現在、いずれかに該当する者 1 22歳以上26歳未満の者 2 修士取得者については、28歳未満の者 3 20歳以上22歳未満で外国での大学卒業に相当すると認められる者	5月15日(土) 筆記試験 5月16日(日) 筆記式適正検査(飛行)
歯科幹部候補生 薬剤科幹部候補生	日本国籍を有し、平成23年4月1日現在、いずれかに該当する者 1 歯科幹部候補生については、20歳以上30歳未満の者 2 薬剤科幹部候補生については、20歳以上26歳未満の者	5月15日(土) 筆記試験
医 師 歯 科 医 師	医師免許又は歯科医師免許を取得しており、経験年数が5～7年 陸上・海上・航空要員別に採用科目が異なります(整形外科・消化器内科・一般外科等)。 細部はお問い合わせください。	5月21日(金) 筆記試験
一般曹候補生	日本国籍を有し、平成23年4月1日現在、いずれかに該当する者 18歳以上27歳未満(昭和59年4月1日から平成5年4月1日の間に生まれた)の者	5月22日(土) 筆記試験

- 受付期間 平成22年5月10日(月)締切日必着
- 入 隊 日 平成23年3月下旬から4月上旬
- お問い合わせ先 自衛隊岡山地方協力本部津山出張所 (☎ 0868-22-5637)